

諮第3号

寄宿舍入舎不許可処分に係る審査請求の諮問について

滋賀県立野洲養護学校長が行った寄宿舍入舎の不許可処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第1項の規定による審査請求について、次のとおり裁決することにつき、同条第2項の規定に基づき、意見を求める。

平成29年6月23日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

裁 決 書 （案）

審査請求人 滋賀県守山市矢島町3178番地

武 田 好 明

処 分 庁 滋賀県立野洲養護学校長

審査請求人が平成28年6月30日に提起した処分庁による寄宿舍入舎不許可処分に係る審査請求事件（平成28年滋審（ア）第50号、寄宿舍入舎不許可処分についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

理 由

本件審査請求は、不服申立ての利益を欠く不適法なものであるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 年 月 日

審査庁 滋賀県知事 三 日 月 大 造

教 示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。（ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）